

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 給与制度の見直しに係る改正

(1) 等級別基準職務表の見直し

現行5級に位置付けている「特に困難な業務を処理する主任」を廃止する。ただし、現に同職に位置付けられている職員については、なお従前の例によることとする。

(2) 給料表の構成の見直し

各級の給料月額の上限を引き下げる。

ただし、現に改正後の上限号給よりも上位の号給に位置付けられている職員については、各級における改正後の給料月額の上限のほか、当該給料月額と現行の給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

給料表の各級の上限号給とその給料月額

級	現行	改正後	差
4級	125号給 398,600円	101号給 389,000円	▲24号給 ▲9,600円
5級	117号給 403,900円	93号給 397,900円	▲24号給 ▲6,000円
6級	105号給 420,400円	85号給 415,400円	▲20号給 ▲5,000円
7級	77号給 455,700円	61号給 450,500円	▲16号給 ▲5,200円
8級	65号給 482,000円	45号給 474,500円	▲20号給 ▲7,500円

(3) 55歳以上の原則昇給停止

極めて良好又は特に良好な成績で勤務した場合を除き、原則昇給しないものとする。

(4) 住居手当の引き上げ

借家に居住する職員に対して支給する住居手当の上限額を現行の「27,000円」から「30,000円」に引き上げる。

(5) 施行日

令和5年1月1日、ただし(3)は令和6年1月1日

2 職員の定年の引上げに係る改正

(1) 60歳以降の給料の扱いについて

- ・当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以降、原則、7割水準とする
- ・役職定年により降任をされた職員については、当分の間、降任される前の給料月額の7割と降任された後の給料月額の7割との差額に相当する額を給料として支給する

(2) その他の改正

- ・再任用制の見直しに伴う文言整備を行う
- ・法改正等に伴う文言整備等を行う

(3) 施行日

令和5年4月1日